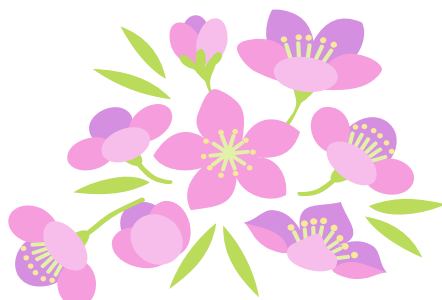


5分でわかる  
相続の本③  
(遺言書)

予備知識としてご利用下さい  
ご自由にお持ち帰りください



## ◎遺言書の必要性

皆さん遺言書という言葉はたびたび耳にしていると思います。  
この遺言書には大きく2つのメリットがあります。  
それは、

1. 自分の思い通りに財産の処分が出来る。
2. 死後に紛争が残らないよう、  
事前に相続の配分を決めておくことが出来る。

の2つです。

また、それ以外にも、相続人でない人に財産を分与させたいときなどは、遺言書に書き残しておくことが必要となります。

**特に、次にあげる方は遺言を作成しておく事が必要となります。**

- 夫婦の間に子供がいない場合
- 再婚し、先妻の子と後妻がいる場合
- 長男の嫁に財産を分けてあげたい場合
- 内縁の妻がいる場合
- 個人で事業を営んでいた、農業をしている場合
- 相続人がまったくいない場合

自分の死後に身内が争うのではなく、自分を含めて相続財産の分配を決めておきたい時には、非常に有効な手段となります。ですが、遺言書には法律で形式が決まっており、その形式に則っていないと、せっかく書いた遺言書がただの紙切れとなり、何の効力も生まれなくなってしまいます。

遺言書の作成をお考えの方や、作成後の保管方法などに不安をお持ちの方は、是非一度専門家にご相談いただく事をお勧めします。



## ◎遺言書の種類と効力

遺言書の種類、作り方は法律で定められています。それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、法的効力を生じません。かえって紛争の種になってしまう可能性すらあります。そのため、よく注意して作成する必要があります。

このうちのどの種類の遺言書を作成しても構いません。

①公正証書遺言 ②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概 説	●公証役場にて2名の証人の前で遺言内容を述べ、公証人が遺言書を作成する	●遺言者が全文、日付、氏名を自筆で書いて、印を押せば完成 ●押印は認印でも有効
メリット	●公文書として強力な効力をもつ ●検認手続が不要 ●死後すぐに遺言の内容を実行できる ●公正証書の原本は公証役場に保管されるため、紛失・変造の心配がない	●手軽でいつでもどこでも書ける ●費用がかからない ●誰にも知られずに作成できる
デメリット	●証人が必要（成年者で、相続人はなれない） ●費用がかかる	●ワープロ、代筆は無効 ●不完全だと遺言者の意図したとおりの効果が実現できないこともある ●家庭裁判所で「検認手続き」が必要になる

（普通方式は秘密証書遺言が加わって3つなのですが、実際使用されるケースが極めて少ないので割愛します。）

## ◎遺言書例

遺 言 書

遺言者 与謝野桐子は、この遺言書によって左の遺言をする。

一、遺言者 与謝野桐子は、その所有に係る左に掲げる不動産を、東京都練馬区三原台一丁目 売番号大空一郎に贈与する。

東京都練馬区三原台一丁目 600番 宅地 式 00・00㎡

二、東京都豊島区池袋三丁目 参番 参号 早坂 恵子

を遺言執行者に指定する。

平成二十六年三月二十一日

東京都豊島区南池袋三丁目 参番 参号 与謝野桐子

(印)

## ◎遺言書要件

- (1) 全文・日付・氏名が自書されている。ワードプロセッサや点字器を用いたものは無効である。
- (2) 日付は、遺言能力の有無及び遺言の前後を確定するために必要であり、明確であり特定された日であることを要する。なお、日付は必ずしも暦日であることを要しない。正確に年月日を知ることのできる日であれば有効とされる。例えば、第〇回誕生日、還暦の日と記載されている場合は、有効である。
- (3) 氏名は、戸籍の記載と一致する必要はない。誰が遺言者であるかを明確にするためのものであるから、通称・雅号・ペンネーム等でも同一性が示されれば足りるのである。
- (4) 用いられる印鑑は、実印であることを要せず、認印でもよい。さらに、指印でもよい。



それぞれの遺言で一長一短がありますが、自筆証書遺言は作成時の要件が厳しく、死後の検認も必要になり、後々のことを考えると公正証書遺言をおすすめします。



## ◎相続税が大改正

### ※基礎控除の減額・・・平成27年1月1日より

現行 5000万円+1000万円×法定相続人の数  
改正 3000万円+600万円×法定相続人の数

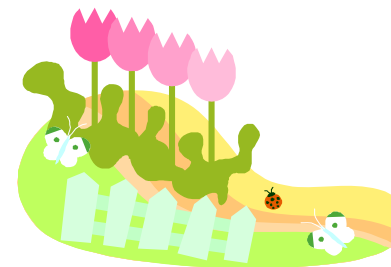
### ※最高税率の引き上げ・・・平成27年1月1日より

現行 最高税率50% 改正 55%

### ※教育資金の一括贈与に非課税措置

・・・平成27年12月31日まで

子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする（30才まで）



どうでしょうか、ざっくりと説明させていただきましたが参考になりましたでしょうか。

遺言を残したいと思われたら細部のことは

ツルマキマサイチ

行政書士 鶴巻正一 にご相談ください。



090-3142-4957で個別相談も承ります。

どうぞ遠慮なくお申し出ください。

コミュニティステーション

## オフィス・トゥー・ワン

(有)ツルマキ測量事務所

鶴巻土地家屋調査士・行政書士事務所

新潟事務所 新潟市中央区笹口二丁目2番地20 ベル・カナン新潟駅南201号

〒950-0911 TEL (025) 210-7765 FAX (025) 210-7799

本 社 五泉市村松乙228番地(五泉市役所村松支所前)

〒959-1705 TEL (0250) 58-1775 FAX (0250) 58-1779